

公告第 10 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成 26 年 9 月 8 日招集の第 152 回組合会において議決されたので公告する。

平成 26 年 9 月 8 日

長野県市町村職員共済組合
理事長 久保田 勝 士

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条中「長野県長野市大字中御所字岡田 30 番地 20」を「長野県長野市権堂町 2201 番地」に改める。

附則第 6 項中「昭和 49 年 6 月 25 日から施行令附則第 11 条の 2 に定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附 則

この変更は、平成 26 年 9 月 8 日から施行し、変更後の附則第 6 項の規定は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。